

全設健発第 1347 号
令和 元年 9月20日

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合
理事長 内田 勝 巳
〔公印省略〕

健診時一部負担金（3,000 円）の取扱いについて

謹啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記一部負担金につきまして、当面の間停止させていただくことを過日お知らせしたところですが、概要を改めてご案内するとともに、平成 31 年 4 月 1 日以降の受診分で既にお支払いいただきました一部負担金の返還方法等につきまして、別添の通りご案内申し上げます。

また、主だった内容につきまして Q & A 形式にてお示しいたしましたので合わせてご参照いただき、健康保険・健康管理委員、事務担当者各位、並びに対象となる組合員の方々にご周知いただきますようご高配をお願い申し上げます。

謹白

記

○一部負担金の停止について

○支払済の一部負担金の返還方法について

○Q & A

※本通知に関するお問い合わせは 健康管理センター健康管理課（TEL03-3404-6811）までお願いいたします。

一部負担金の停止について

組合では、昨年度より保健事業のあり方について見直しを行なってまいりましたが、今般、健康増進事業（各種スポーツ大会や歩け歩け大会等）に係る参加費を廃止させていただいたことに続きまして、健診時にご負担いただいております一部負担金につきまして、当面の間停止させていただくことといたしました。

本年7月19日に開催されました組合会において正式に決定した関係から、平成31年4月1日の年度当初に遡って停止させていただきます。また、毎月の保険料納入告知書に同封しておりました一部負担金納付書並びに請求明細書の送付も、本年7月送付分を最後に停止しております。改めて今後の取扱いを以下にご案内いたしますので、組合員の皆様へご周知方よろしくお願い申し上げます。

1. 対象者

被保険者（事業主負担）及び被扶養者が負担する健診時の一部負担金を停止
ただし、女性健診〔乳房・子宮検査〕及びオプション健診は除く

2. 適用日

平成31年4月1日受診分より遡及適用

3. 実施日

健診の種類	健診の区分	内容	実施日
健康管理センター (けんぼプラザ) 受診分	被保険者(事業主負担分) 被扶養者	※女性健診〔乳房・子宮検査〕及びオプション健診は除く	令和元年9月1日 受診分より停止
委託健診機関受診分	被保険者(事業主負担分) 被扶養者	※女性健診〔乳房・子宮検査〕及びオプション健診は除く	令和元年10月1日 受診分より停止
健康診断補助金 に係る健診		※女性健診〔乳房・子宮検査〕は除く	
秋季巡回女性生活 習慣病予防健診			
事業所巡回健診	被保険者(事業主負担分)		

※平成31年3月31日以前に受診された分につきましては、従来どおりご請求させていただきます。

支払済の一部負担金の返還方法について

1. 被保険者受診分

事業主負担分としてお支払いいただきました一部負担金は、当組合にご登録いただいております給付金受領銀行口座（健保口座）へ事業所毎に令和2年2月末・3月末の2回に分けてお支払いする予定です。振込の事前に、返還の対象となる方々のリストをお送りいたしますのでご確認ください。

2. 被扶養者受診分

健診を受けられた際に窓口でお支払いいただきました一部負担金は、本来であれば、それぞれの方がお持ちの銀行口座へ直接お返しすべきところですが、振り込め詐欺等の被害が後を絶たない現状において、個人情報である銀行口座を組合に提供することに、強い疑いや抵抗感をもたれる方が少なからずいらっしゃる可能性があることが考えられます。

また、返還すべき対象者の方々が約3,000名おられる中で、口座情報を組合が集約するには相当な時間を要すると考えられ、結果として返還する時期も遅くなってしまう可能性も考慮しなくてはなりません。

以上のことから被扶養者受診分につきましては、高額療養費やインフルエンザ補助金等の給付金支給方法に習いまして、被保険者受診分と同じく給付金受領銀行口座（健保口座）へお支払いすることとさせていただきます。事業所毎に令和2年1月末・2月末・3月末の3回に分けてお支払いする予定です。事務担当者の方にはお手数をおかけいたしますが、振込の事前に、返還の対象となる方々のリストをお送りいたしますのでご確認ください、該当組合員の方々へ返還していただきたく、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 都合により事業所経由ではなく、受診者個人への直接払いを希望される場合は、お手数ですが別紙申出書を令和元年10月11日（金）までに健康管理課あてにご提出いただきますようお願い申し上げます。なお、期限までにお申出がない場合は、上記の通り事業所経由にて返還させていただきますのでご了承願います。

Q & A

Q. なぜ一部負担金が停止になったのですか、「当面の間」というのはいつまでですか

A. 保健事業の見直しの中で一部負担金をなくすことで、より多くの組合員の方々に健診を受けていただくための環境づくりが主です。現在、組合の財政状況は安定しており、単年度予算単位でも黒字基調が続いております。後期高齢者支援金制度の動向にもよりますが、最低でも今後5年間は停止を維持できると考えております。

Q. 巡回女性健診は本人・家族とも一部負担金の3,000円のみ負担で、女性健診分の1,500円の負担はなかったが、完全に無料になるのですか

A. 無料になります。ただし、巡回女性健診以外の当健康管理センターや委託健診機関で女性健診を受けられた場合は、引き続き1,500円をご負担いただきます。

Q. 事業所が負担した被保険者分の一部負担金は、支払った全額が戻るのですか

A. 過年度（平成31年3月31日以前）受診分は対象となりません。振込日が近くなりましたら、事前に返還の対象となる方のリストをお送りいたしますので、今年度4月以降の受診分であることをご確認ください。

Q. 返還の時期はもう少し早くならないでしょうか

A. 委託健診機関で受けられた場合、そのデータを組合が受領するのに2ヶ月以上かかることがあります。9月に受けられた方の場合、データの最終受領が12月以降になることから、このようなスケジュールとさせていただきました。

Q. 当事業所は何名分でいくらの額が戻るのか事前に知りたいのですが

A. 実際にお返しする時期にならないと数字が確定できないのですが、概算の数値をお知らせ出来るように準備中です。10月中の早い時期を目途に組合健康管理課あてにお問い合わせください。

Q. 被扶養者分の返還を個人への直接払いにした場合いつごろ返還されますか

A. 上記の通り返還すべき対象者の方々が約3,000名おられます。事業所経由の返還を基本とさせていただきましたが、どの位の方々が個人払いの対象となるのか、現段階では不明のため返還時期は確定できません。

また、個人払いの方々の銀行口座を効率良く集約するために、事業所経由でお届けいただくことを検討しております。その際は別途ご連絡いたしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

※ 申出期限は 令和元年 10 月 11 日（金）です

受診者個人への直接払い申出書

被扶養者の健診時一部負担金について、当事業所は直接受診者（または該当被保険者）個人に返還することを希望します。

事業所記号_____

所在地

事業所名

事業主名

④

(担当者名)

※送付先

〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷 2-37-9

全国設計事務所健康保険組合 健康管理センター健康管理課 宛にお願いいたします。